

# 消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 19 年 2 月  
経済産業省消費経済部

## 1. 目的

本省令案は、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」(平成18年法律第104号)及び「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案」により、重大製品事故の要件のうち「主務省令で定める身体の障害」及び重大製品事故の報告の期限及び様式について新たに主務省令で定めることとするとともに、条項の整理等を行ったことに伴い、これらの規定を整備するため、消費生活用製品安全法施行規則(以下「規則」という。)の一部を改正し、下記の事項について定めるものである。

## 2. 改正内容の概要

### (1) 「身体の障害」について(規則第2条関係)

改正後の消費生活用製品安全法(以下「新法」という。)第2条第5項に規定する重大製品事故の要件として改正後の消費生活用製品安全法施行令(以下「新令」という。)第4条第1号ロで主務省令に委任する「身体の障害」は、消費生活用製品の使用に伴い生じた製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害が重大であるものとして、例えば、指の欠損、失明、聴力喪失等、当該事故によって受けた負傷又は疾病により被害者の日常生活に著しい制限が加わるような身体の障害が残ったものを対象として定めることとする。

### (2) 重大製品事故の報告の期限及び様式(規則第3条関係)

改正後の消費生活用製品安全法第35条第1号の規定による重大製品事故の報告の期限を「重大製品事故の発生を知った日から起算して10日以内」とするとともに、当該報告を行う際には、様式第1の報告書を主務大臣に提出しなければならないものとする。

## 3. その他の改正事項

新法及び新令における条項の新設及び移動に伴い、所要の規定の整理等を行う。

## 4. 施行期日

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。